

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

～文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する

払戻請求権を放棄した観客等への寄付金控除の適用～

<文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄付金控除の概要>

政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額（20万円を超える場合には20万円）を寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。

<寄附金控除までの具体的な流れ>

STEP 1

主催者等 ⇔ 文化庁・スポーツ庁

主催者等からの申請に基づき、文化庁・スポーツ庁が対象イベントを指定

- 現に中止等（中止・延期・規模縮小）されたイベントを幅広く対象とします。
- 対象イベントは、文化庁・スポーツ庁のHPに順次アップします。

STEP 2

主催者等 ⇔ 参加者（払戻しを受けないことを選択された方）

参加者が対象イベントの主催者に払戻しを受けないことを連絡。
主催者等から、指定行事証明書と払戻請求権放棄証明書を入手。

STEP 3

確定申告の際に、上記2点の証明書と共に申告。

（e-taxでの申告も可能）

⇒寄附金として税優遇の対象となります。

<対象イベントの要件>

- ① 文化芸術又はスポーツに関するものであること※1
- ② 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された又は開催する予定であったものであること
- ③ 不特定かつ多数の者を対象とするものであること
（広く一般にチケット等が販売されており、数名以上の参加が想定されていたものを指します）
- ④ 日本国内で開催された又は開催する予定であったものであること
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、現に中止・延期・規模縮小されたものであること
- ⑥ ⑤の場合に払戻しがされたもしくはされる予定であること※2

※1 例えば以下のようなイベントが想定されます。

- ・音楽コンサート、エンターテインメント、伝統芸能などの公演イベント
- ・映画、博物館等、個展、テーマパークなどの観覧イベント
- ・プロスポーツの試合、マラソン大会などの参加型スポーツイベント

※2 既に中止等が決定されたイベントで、払戻しを行わないことを決定・公表している場合は、本要件を満たさないこととなります。

<対象として想定されないもの>

- ・身内・内輪のイベント
- ・明らかに文化芸術・スポーツ以外の目的で開催されるイベント
- ・違法なものや主催者が反社会的勢力に属するイベント

～適用上の留意点～

●令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催予定だったものの、結果として中止等された一定の文化芸術・スポーツイベントであって、上記STEP1の手続きを経て文化庁・スポーツ庁のHPに掲載されたものが対象となります。

ただし、不特定多数を対象としていないイベント、そもそも払戻しが受けられないイベントは対象となりません。

●年間ごとに合計20万円までのチケット代金分が、この制度による優遇の対象となります。